

明るい未来を描こう

7月は同和問題啓発強調月間です。福智町では同和問題の正しい知識と理解を深めていただくため、講演会や街頭啓発、企業訪問などの啓発活動を行います。

あ なたには大切な人がいますか。大切な人を想った時、その笑顔をずっと守りたいと考えたでしょう。大切な人の幸せがあなたの心を満たし、あなたの幸せが、あなたを大切に思う人に元気を与えます。あなたもわたしもみんな、支え合って生きている、かけがえない存在なのです。

しかし依然として、人が生まれながら平等に持っている「基本的人権」が、偏見や間違った認識によって理不尽に傷つけられています。誰もがみんなかけがえない存在なのに、根拠のない差別を受けて涙を流す人がいる、おかしなことだと思いますか。

差別は、見ようによっては見えません。人権に気づき、偏見に左右されず物事の本質を見極める目を持つことが必要です。決して差別を受けている人だけの問題ではありません。あなたもわたしもみんな、支え合って生きている、社会の構成員だからです。

共に助け合い、互いに認め合え、そんな人と人との心のつながりを、もう一度見直してみてください。一人ひとりの輝く笑顔、明るい未来へとつなぐために。



問 人権・同和対策課 ☎22-7764

【街頭啓発】
7月1日 日火 17時
場所 金田駅前 日王の湯 ふじ湯の里
スパー方城 スーパー川食
※啓発タオルとチラシを配布

【講演会】
7月13日 日 9時30分
場所 地域交流センター
講師 宮崎正人さま(東筑紫短期大学教授、
テーマ 人権と福祉のまちづくり
※バスの送迎があります。(下記のとおり)

【人権コンサート・講演会 県主催】
7月26日 土 12時45分
場所 春日市クローバープラザ
出演 渡辺千賀子さん(ソプラノ)歌手、
講師 福田雅子さん(NHK解説委員ほか)
テーマ 同和問題のこれから
くだれもが幸せのために

ご存じですか？ 還付には申告が必要です！

税源移譲にともなう 住民税減額制度



国 から地方への税源移譲により、平成19年1月から所得税が減って、その分同年の6月から住民税が増えることになりました。しかし18年中の所得に比べ、19年中の所得が大幅に減少した人は、所得税が減る影響は受けずに、19年度分の住民税が増える影響のみを受けてしまいます。

そのような人に対して、住民税の減額措置を行います。住民税を納付済みの場合でも還付できる可能性がありますので、対象になると思われる人は、税務課の窓口で申告を行ってください。なおこの減額措置は、平成20年度のみの特例措置です。

対象 平成18年中の所得に比べて、19年中の所得が大幅に減少し、所得税が課税されない程度の収入となった人が対象です。

- 【例えば次のような場合】
- 出生や病気のため、長期休職されていた人
 - 退職された人
 - 自営業で業績悪化のため、大幅に減収された人
- 社会保険料控除など人的控除以外の控除の増加や、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人については対象になりません。平成19年中に亡くなった人や、海外に転出して平成20年1月1日時点で、国内に居住されていない人は対象になりません。

申告 申告は「減額申告書」に住所、氏名、生年月日、電話番号、振込口座などを記載していただくだけの簡単なものです。平成19年1月1日現在お住まいの市町村で行ってください。

【申告の時に必要なもの】

印鑑 減額申告書
減額申告書は、役場本庁税務課、赤池支所、方城支所に用意しています。

ご確認を！

申告しないと返金されません

平成19年に所得が減少し、所得税が課税されなくなった人は、申告によって住民税の減額措置が受けられる可能性があります。対象になると思われる人は、本庁税務課および各支所の窓口で申告を行ってください。

なお、該当者と思われる人には、申告書を送付しています。

申告受付中

申告受付期間

7月31日

申告書の受け付け後に、減額の対象になるかどうかの認定審査を行い、申告を行った人へ結果を通知いたします。通知は約2か月後になる見込みです。あらかじめご了承ください。

問 役場税務課 賦課係 22-7762